

令和6年能登半島地震等に 関する要望書

全国市議会議長会は、令和6年能登半島地震に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和7年7月

全国市議会議長会
会長 丸子善弘
(山形市議会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会
委員長 薄井宏安
(ひたちなか市議会議長)

目 次

【第 101 回定期総会 決議】

令和 6 年能登半島地震等からの 復旧・復興に関する決議	1
---------------------------------------	---

【第 101 回定期総会 北信越部会提出 議決事項】

令和 6 年能登半島地震に関する要望について.....	5
-----------------------------	---

【第 101 回定期総会 決議】

令和 6 年能登半島地震等からの復旧・復興に関する決議

石川県をはじめ、新潟県、富山県、福井県において甚大な被害を及ぼした「令和 6 年能登半島地震」の発生から、もうすぐ 1 年半が経過しようとしている。

この地震では、2,000 名に迫る死傷者が出たほか、全壊、半壊などの住家被害は 16 万棟を超える大災害となった。

また、液状化や隆起、土砂崩れによって道路は寸断され、上下水道は配管の破損で大規模な断水となるなど、インフラやライフラインは深刻な被害を受けたことから、今もなお、能登地方を中心に多くの住民が不自由な生活を強いられている。

発災以来、被災地では懸命な復旧作業が進められているが、復旧を今後も進めていくためには国の行財政支援が不可欠な状況にある。

よって、国においては、被災者の支援及び被災地域の復旧・復興に万全を期すため、下記の事項について、特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 被災者への支援

- (1) 被災者の心身の健康を維持するため、保健・医療・福祉サービスやメンタルケア等の必要な支援をより充実させること。
- (2) 被災者の置かれた状況に沿ったきめ細かいサービスが切れ目なく行えるよう、被災市町村への人的・財政的支援を充実すること。

2 生活と生業再建への支援

- (1) 被災者が住み慣れた土地に戻ってこられるよう、応急仮設住宅などの整備による被災者の住宅確保を迅速かつ確実に行うとともに、その入居にあたっては、地域コミュニティの維持等に十分配慮すること。また、住宅や宅地の応急修理などへの一層の支援を行うこと。

- (2) 公費による家屋解体への技術支援や人的支援を行い、被災者の生活再建の加速化を支援すること。また、倒壊した空家については、「所有者不明建物管理制度」等を活用するなど、必要な措置を講じること。
- (3) 被災した子どもの学習や心のケア等に必要な支援を推進するとともに、家計が急変した学生等の就学機会確保のための授業料等の減免や奨学金の拡充などへの一層の支援を行うこと。
- (4) 被災した企業や地場産業、農林水産業等について、損傷した関連施設や機械等の設備の早期復旧を図るため、各種補助金や融資制度において特別枠を設けることや税制上の優遇措置を講じることなど、事業者や農林水産業者による経営再建を強力に後押しすること。
- (5) 被災地域における雇用が確保されるよう、事業者への財政措置を講じるとともに、事業者や労働者からの相談体制を整えること。

3 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の広域処理に係る調整・支援及び被災した廃棄物処理施設の復旧のための支援を引き続き行うとともに、災害時における広域処理に係るかかりまし経費についても更に支援すること。

4 公共施設等の復旧

- (1) 日常生活に不可欠な上下水道をはじめとしたライフラインについて、全面復旧に向けて最大限の支援を行うこと。
- (2) 大きな被害を受けた道路、橋梁、市庁舎、鉄道、空港、港湾などの公共施設、医療関連施設及び文教施設などの復旧を図るため、最大限の支援を行うこと。また、被災した公共施設の解体についても、財政支援の対象とすること。
- (3) 大雨等による洪水や土砂災害等の二次被害を防止するため、治山・治水対策を早急に実施すること。

5 観光産業復興に向けた支援

- (1) 継続的な旅行需要喚起策の実施やふるさと納税の活用などにより、被災地域の観光需要や経済活動の回復を図ること。
- (2) 被災した観光拠点や観光資源の再生に向けた復旧計画の策定やまちづくり、復旧後の誘客などの取組に支援を行うこと。

6 財政支援措置

- (1) 被災者の救援・救護、被災地域の復旧・復興、災害廃棄物処理、災害応援、行政機能の維持その他の災害対応に要する様々な財政需要を的確に把握し、十分な財政支援措置を講じること。
- (2) 財政支援にあたっては、被災地や被災者の分断に繋がることのないよう、公平・平等を期すこと。

7 原子力災害対策の見直し

今回の地震を踏まえ、早急に「原子力災害対策指針」を検証し、適宜、見直しを行うとともに、地方自治体が策定する原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画の見直しに対して、支援を行うこと。

8 復興のまちづくり

- (1) 被災地における復興に向けたまちづくり構想・計画の策定への支援を行うとともに、被災地のニーズに応じて、復旧・復興事業を行うために必要な応援職員について、中長期的な派遣を引き続き行うこと。
- (2) 被災地の各所で発生した液状化被害について、復旧に留まらず、再発防止の観点から、公有地・民有地の一体的な液状化対策を積極的に支援すること。
- (3) 住宅・建築物の耐震基準等を満たすための改修に対して、積極的に支援すること。

- (4) 今回の津波による被害や分析を踏まえた津波対策について、積極的に支援すること。

9 人的支援の調整

地方自治法に基づく中長期派遣職員や対口支援職員について、要望数に対して不足することのないよう、関係機関との調整を十分に行うこと。

以上決議する。

令和7年5月20日

全国市議会議長会

令和 6 年能登半島地震に関する要望について

令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震により、輪島市や珠洲市をはじめ、能登地方を中心に広い範囲において甚大な被害が発生しました。多数の尊い人命が失われ、多くの家屋や建築物が倒壊するとともに、水道をはじめとしたライフラインは寸断され、道路や公共交通網にも深刻な被害が生じ、多くの住民が不自由な生活を強いられています。

現在、被災地では復旧作業が進められているところではありますが、これらをより迅速かつ強力で推進するためには、国や県による一層の取組と支援が不可欠であります。よって、被災者の支援及び被災地域の復旧・復興に万全を期すため、下記の措置を講じるよう強く要望します。

記

1 被災者への支援

- (1) 被災後、生活がいまだ平常に戻っていない中、被災者の心身の健康を維持するため、保健・医療・福祉サービスやメンタルケア等の必要な支援を充実させること。
- (2) 地震や津波による直接的な家屋被害だけでなく、地盤の液状化による被害も甚大であるため、住宅及び宅地の修理及び再建、半壊に至らない被災者への支援のほか、液状化対策に必要な支援を充実させること。
- (3) 被災者及び被災自治体への支援は平等に行うこと。

2 被災地域の復旧・復興

- (1) 日常生活に不可欠な上下水道をはじめとしたライフラインについて、全面復旧及び自立分散型を含む持続可能なシステムの実現による復興に向けて最大限の支援を行うこと。

- (2) 甚大な被害を受けたのと里山海道等の道路・橋梁等の交通インフラや鉄道・バス等の公共交通機関のほか、医療・福祉施設、学校施設等の公共的な施設について、応急仮設施設の整備も含め、迅速かつ十分な対策を講じること。また、幹線道路以外の生活道路についても住民の生活に不可欠なものであることから、十分な支援を図ること。
- (3) 被災した企業や地場産業、農林水産業等について、損傷した関連施設の早期復旧を図るとともに、事業者による経営再建の取組を支援すること。
- (4) 被災地域における低廉な公営住宅の建設を国及び県が主体となって行うこと。
- (5) 災害救助法、被災者生活再建支援法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を時流に応じて改正すること。
- (6) 地震により発生した災害ごみや解体された家屋などの瓦礫の処分について、継続的に支援すること。
- (7) 液状化対策に当たり、国において必要な技術的・財政支援を講じるとともに、将来にわたって必要となる維持管理に要する経費についても手厚い財政措置を講じること。
- (8) 側方流動による土地境界のズレ等に対し、復旧・復興を図るため、通常の不動産登記法に捉われない迅速かつ柔軟な手法での境界確定について特段の配慮を行うこと。

3 財政支援

- (1) 県内、特に能登を中心に宿泊所や飲食店、土産店などの店舗が被災し、事業再開ができない観光事業者が多く出ていることから、現状のなりわい補助金の拡充や新たな支援策を充実させること。
- (2) 被災者の救援・救護、被災地域の復旧・復興に伴い、被災自治体に膨大な財政負担が生じていることから、万全な財政支援措置を早急に講じること。

4 人的支援

地方自治法に基づく中長期派遣職員や対口支援職員について、要望数に対して不足することのないよう、関係機関との調整を十分に行うこと。